

直結増圧給水承諾書

年 月 日

安城市水道事業 安城市長

申請者（所有者）

住所.....

氏名.....（※）

電話（.....）.....

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

直結増圧給水を申請するに当たり下記の事項について承諾します。

記

1 定期点検

直結増圧装置及び減圧式逆流防止器は、1年以内ごとに1回定期点検を実施し、性能及び機能を適正に保つとともに異常が発生した場合は、使用者に迷惑が掛からないように速やかに点検修繕を行います。なお、減圧式逆流防止器については定期点検報告書により、届け出ます。また、給排気弁及び使用者ごとに設置する逆流防止装置等の装置についても、適正に保守いたします。

2 管理人及び維持管理業者届

直結増圧装置及び減圧逆流防止器を適正に管理するため、管理人及び維持管理業者を選任し市に届け出ます。また、選任した管理人及び維持管理業者に変更が生じた時も速やかに届け出ます。

3 メーター交換時の措置

メーターバイパスユニットによる断水防止措置のない場合、計量法に基づく水道メーターの交換及びメーターの異常による交換の際は、市に協力し断水することを承諾します。

4 使用者への周知

（1）直結増圧給水については、次のような特徴を理解し、使用者に周知させるとともに直結増圧給水措置による苦情を申しません。

① 直結増圧給水では、受水槽のような貯留機能がないため、配水管の断水工事により水の使用ができなくなることを承諾します。

② 異常気象による渇水時に、水圧低下に伴う出水不良が発生した時は、非常用直圧水栓を使用し対応します。

③ 停電や故障によりポンプが停止し、断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した時は、非常用直圧水栓を使用し対応します。

（2）ポンプの故障、漏水等の緊急時に備え、修繕連絡先等を分かりやすい場所に明示するとともに使用者に周知徹底します。

（3）メーター交換の際には、市の断水に協力することを使用者に周知徹底します。

5 その他

（1）直結増圧措置に起因する問題等については、当事者で解決し、市には一切迷惑をかけません。

（2）給水装置所有者又は使用者に異動が生じたときは、本承諾書の内容を継承させることを承諾します。